

○石巻地方広域水道企業団競争入札参加資格者指名停止等措置要綱

平成15年12月3日

石広水訓令甲第4号

改正 平成16年10月13日訓令甲第5号

平成18年5月25日訓令甲第7号

平成19年1月5日訓令甲第1号

平成19年6月8日訓令甲第6号

平成28年1月8日訓令甲第1号

石巻地方広域水道企業団建設工事有資格業者に対する指名停止要領(平成8年石広水訓令甲第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、石巻地方広域水道企業団(以下「企業団」という。)が発注する建設工事等の適正な履行を確保するため、石巻地方広域水道企業団契約規程(平成元年石広水規程第13号)第4条第2項の規定により、競争入札参加資格承認簿に登録された者(以下「有資格者」という。)の指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 企業長は、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、状況に応じて同表に定めるところにより期間を定め、当該有資格者に対し、指名停止を行うものとする。

2 企業長が指名停止を行ったときは、工事等の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、入札の執行前であっては指名を取り消し、入札執行後契約締結前であっては当該契約の締結を辞退するよう当該有資格者に勧告するものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 企業長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で状況に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 企業長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、共同企業体の有資格者である構成員について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で状況に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。ただし、明らかに共同企業体が

受けた指名停止について責めを負わないと認められる構成員については、この限りではない。

- 3 企業長は、前条第1項及び前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格者が1つの事案において、別表に掲げる措置要件の2つ以上に該当したときは、同表各号に規定する期間の短期の合計を下限と、長期の合計を上限とし、指名停止の期間を決めるものとする。ただし、その期間は、24か月を超えることができない。

- 2 有資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表に定める短期の2倍の期間とする。

- (1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第9号から第15号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ当該各項の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 企業長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表及び前2項の規定による指名停止の期間の短期より短い期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 企業長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、通算して24か月を限度とする。

- 5 企業長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。ただし、通算して24か月を限度とする。

- 6 指名停止の期間中の有資格者が、当該指名停止の期間の満了前に別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することになった場合における新たな指名停止の期間の始期については、同表の規定にかかわらず、現に行っている指名停止の期間の満了日の翌日とする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条の2 企業長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表に定めるところにより

指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 企業団職員（企業団の構成市及び石巻地区広域行政事務組合に属する職員を含む。以下同じ。）が談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出していたにもかかわらず、当該事案について、別表第12号(1)又は第14号(1)の措置要件に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第12号から第15号までのいずれかに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する公正を害すべき行為をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する談合をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (3) 別表第12号又は第13号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第7項又は第8項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった事案において、当該関与行為に関し、別表第12号又は第13号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（前3号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間
- (5) 企業団職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第14号又は第15号に該当する有資格者に悪質な事由があると認められるとき（第1号又は第2号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間  
(指名停止の解除)

第5条 企業長は、指名停止の期間中の有資格者が当該指名停止に係る事由につき責めを負

わないことが明らかになったときは、当該有資格者に対する指名停止を解除するものとする。

(事故等の報告)

第6条 関係所属長、工事検査監及び総務課長は、有資格者が別表の措置要件に該当すると認めるときは、速やかに事故等発生報告書(様式第1号)により企業長に報告しなければならない。

(競争入札審査委員会の意見の聴取)

第7条 企業長は、第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行おうとするとき、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更するとき又は第5条の規定により指名停止を解除しようとするときは、あらかじめ石巻地方広域水道企業団競争入札審査委員会規程(平成8年石広水規程第11号)第1条に規定する委員会(以下「委員会」という。)に意見を聴くものとする。

(指名停止の承継)

第7条の2 合併、会社分割、事業の譲渡等により生じた新設会社、存続会社、吸収分割承継会社、事業を譲り受けた会社等が、指名停止を受けた有資格者の地位の全部又は一部を承継したときは、その者に対しても指名停止を適用する。

(指名停止の通知)

第8条 企業長は、第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条の規定により指名停止を解除したときは、競争入札参加資格者に対する指名停止通知書(様式第2号)、競争入札参加資格者に対する指名停止期間変更通知書(様式第3号)又は競争入札参加資格者に対する指名停止解除通知書(様式第4号)により当該有資格者に速やかに通知することとする。

2 企業長は、前項の規定により指名停止の通知を行うときは、必要に応じて当該有資格者から改善措置の報告を徴することができる。

3 第1項に規定する通知が発せられたとき、総務課長は、関係所属長等に対し、その旨通知しなければならない。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 企業長は、指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第10条 企業長は、指名停止期間中の有資格者が、企業団と締結した契約に係る工事を下

請し、若しくは受諾することを禁止する。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 企業長は、指名停止を行わない場合においても必要があると認めるときは、有資格者に対し、書面又は口頭により警告し、又は注意することができる。

(指名回避)

第12条 企業長は、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するおそれがあると認められるときは、当該要件に該当するか否かの確認ができる日まで当該有資格者に対する指名回避を行うことができる。

- 2 企業長は、前項の規定にかかわらず、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ期間を定めて、又は特定の入札について指名回避を行うことができる。この場合において、指名回避の期間を定めるときは、別表に掲げる措置要件ごとに定める期間（第4条第2項から第4項までの規定を準用し、期間を短縮し、又は延長すべき場合は、短縮し、又は延長した後の期間とする。第5項において同じ。）を超えないものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、企業長は、有資格者の経営、資産及び信用の状況の変動により、契約の履行がされないおそれがあると認められるときは、その事態が解消されたと認められる日まで指名回避を行うものとする。
- 4 企業長は、指名回避を行う場合は、当該有資格者に対し、指名回避通知書（様式第5号）により通知する。
- 5 企業長は、第1項又は第2項の規定により指名回避を行った有資格者が別表に掲げる措置要件に該当しないことが明らかとなったと認められるとき、若しくは第1項の規定による指名回避の期間が別表に掲げる措置要件ごとに定める期間を経過したとき、又は第3項の規定により指名回避を行った有資格者について契約の履行がされないおそれが解消されたと認められるときは、当該指名回避を解除するものとする。
- 6 企業長は、指名回避を解除する場合は、当該有資格者に対し、指名回避解除通知書（様式第6号）により通知する。
- 7 第2条第2項、第7条、第9条及び第10条の規定は、第1項から第3項までの規定により指名回避を行う場合について準用する。ただし、第2項の規定により特定の入札について指名回避を行う場合は、第2条第2項、第9条及び第10条の規定は準用しない。
- 8 企業長は、第1項又は第2項の規定により指名回避を行った有資格者について、当該指名回避と同一の事由により指名停止を行う場合は、当該指名回避の期間を当該指名停止の

期間に算入するものとする。

- 9 第4項及び第6項に規定する通知が発せられたときは、総務課長は、関係所属長等に対し、その旨通知しなければならない。

(工事請負以外の契約に係る指名停止及び指名回避への準用)

第13条 工事請負に係る有資格者以外の有資格者に対する指名停止及び指名回避については、この要綱の規定を準用する。

(補則)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成15年12月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に改正前の石巻地方広域水道企業団建設工事有資格業者に対する指名停止要領の規定によってなされた指名停止及び指名回避については、この訓令による改正後の石巻地方広域水道企業団入札参加資格者指名停止等措置要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成16年10月13日訓令甲第5号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に改正前の石巻地方広域水道企業団入札参加資格者指名停止等措置要綱の規定によってなされた指名停止及び指名回避については、この訓令による改正後の石巻地方広域水道企業団入札参加資格者指名停止等措置要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成18年5月25日訓令甲第7号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年5月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に改正前の石巻地方広域水道企業団入札参加資格者指名停止等措置要綱の規定によってなされた指名停止及び指名回避については、この訓令による改正後の石巻地方広域水道企業団入札参加資格者指名停止等措置要綱の規定にかかわらず、な

お従前の例による。

附 則（平成19年1月5日訓令甲第1号）

この訓令は、平成19年1月5日から施行する。

附 則（平成19年6月8日訓令甲第6号）

この訓令は、平成19年6月8日から施行する。

附 則（平成28年1月8日訓令甲第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条、第6条、第12条関係）

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 企業団の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	認定の日から 1か月以上6か月以内
(過失による粗雑工事) 2 企業団、企業団の構成市及び石巻地区広域行政事務組合と締結した請負契約に係る工事（以下「企業団発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（ <small>かじ</small> が軽微であると認められるときを除く。）。 3 宮城県内における工事で企業団発注工事以外のもの（公共機関の発注した工事に限る。以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、その <sup>かじ</sup> が重大であると認められるとき。	認定の日から 1か月以上6か月以内  認定の日から 1か月以上3か月以内
(契約違反等) 4 第2号に掲げる場合のほか、企業団発注工事において次のいずれかに該当するとき。 (1) 正当な理由がなく契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2) 正当な理由がなく、工事等の契約を締結しなかったとき。	認定の日から  1か月以上12か月以内 1か月以上12か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 企業団発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切で	認定の日から

<p>あったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p> <p>認定の日から</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 企業団発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から</p> <p>1か月以上4か月以内</p> <p>認定の日から</p> <p>1か月以上2か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 次に掲げる者が、企業団職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）。</p> <p>(3) 有資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>10 次に掲げる者が、宮城県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕されたこと又は公訴が提起されたことを知った日から</p> <p>12か月以上24か月以内</p> <p>9か月以上18か月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>逮捕されたこと又は公訴が提起されたことを知った日から</p> <p>6か月以上18か月以内</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p>

<p>11 次に掲げる者が、宮城県の区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕されたこと又は公訴が提起されたことを知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 次に掲げる工事において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 企業団発注工事</p> <p>(2) 一般工事</p> <p>13 宮城県の区域外における工事(公共機関の発注した工事に限る。以下同じ。)において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から</p> <p>6か月以上24か月以内</p> <p>4か月以上18か月以内</p> <p>認定の日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は刑法談合)</p> <p>14 次に掲げる工事に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 企業団発注工事</p> <p>(2) 一般工事</p> <p>15 宮城県の区域外における工事に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕されたこと又は公訴が提起されたことを知った日から</p> <p>6か月以上24か月以内</p> <p>4か月以上18か月以内</p> <p>逮捕されたこと又は公訴が提起されたことを知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p>
<p>(あっせん利得処罰法違反)</p> <p>16 次に掲げる工事に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号。以下「あっせん利得処罰法」という。)違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公</p>	<p>逮捕されたこと又は公訴が提起されたことを知った日から</p>

<p>訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 企業団発注工事</p> <p>(2) 一般工事</p> <p>17 宮城県の区域外における工事に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が、あっせん利得処罰法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>3か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p> <p>逮捕されたこと又は公訴が提起されたことを知った日から</p> <p>1か月以上6か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>18 次に掲げる工事に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、又は建設業法の規定に違反し、監督処分がなされたとき。</p> <p>(1) 企業団発注工事</p> <p>(2) 一般工事</p> <p>19 宮城県の区域外における工事に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、又は建設業法の規定に違反し、監督処分がなされたとき。</p>	<p>逮捕若しくは公訴が提起されたこと又は監督処分がなされたことを知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p> <p>逮捕若しくは公訴が提起されたこと又は監督処分がなされたことを知った日から</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(不当要求行為等)</p> <p>20 代表役員等、一般役員等、使用人又はこれらの者から依頼を受けたものが、不当要求行為等を行い、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>21 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>22 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から</p> <p>1か月以上12か月以内</p> <p>認定の日から</p> <p>1か月以上12か月以内</p>

備考1 この表において「不当要求行為等」とは、次の各項をいう。

- 1 企業団が行う許認可その他の行政処分又は請負その他の契約に関し、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人のために有利又は不利な取扱いをするよう要求する行為
- 2 入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の遂行を妨げる行為
- 3 企業団の競争入札の参加資格を有する特定の事業者に関し、その経済的な面における社会的評価を不当に高め、若しくは失わせる行為又はその業務を不当に妨害するおそれのある行為
- 4 人事（職員の採用、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害する行為
- 5 企業団が行おうとしている不利益処分に関し、正当な理由なく、当該不利益処分の被処分者となるべき法人その他の団体又は個人のために、当該不利益処分を行わないよう、又は処分内容を緩和するよう要求する行為
- 6 正当な理由なく、職員に頻繁に電話等をする行為
- 7 前各号に掲げるもののほか、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人が有利な取扱いを受け、又は不利益な取扱いを受けるよう要求する行為
- 8 身体の一部や器具を使って、故意に職員を傷つけようとする等の暴力行為、職員が恐怖を感じ、反論し得ない状況に追い込む程度の脅迫行為又は職員が正常な業務が遂行できない程度のけん騒行為
- 9 職員が正常な状態で面談することが困難であると判断し、断ったにもかかわらず、強硬に脅迫的言動をもって面談を強要する行為
- 10 大声又は職員を罵倒する言動で、職員に対し聞くに堪えない程度の不快感を与える行為
- 11 正当な権利がないにもかかわらず権利があるとし、提供を受けた役務の瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとし、又はこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、自らの意見を主張する行為
- 12 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の施設の保全若しくは秩序の維持又は職務の適正な遂行に支障を生じさせる行為

備考2 公衆損害事故及び工事関係者事故が、災害時における応急復旧活動等に関する協定書（平成18年3月27日企業団と石巻広域管工事業協同組合が協定を締結したものの証）に規定する災害応急復旧活動中に生じたものであるときは、第2条の規定にかかわ

らず，措置要件に該当しないものとする。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

石巻地方広域水道企業団企業長 殿

所 属  
職氏名

事故等発生報告書

石巻地方広域水道企業団競争入札参加資格者指名停止等措置要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 業者名

- (1) 住所又は所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者名又は受任者氏名

2 工事名(業務・物品調達・役務提供の名称)

3 工事場所(業務提供場所・物品調達場所・役務提供場所)

4 指名停止要綱該当条項

5 事故等の発生日時及び内容

様式第2号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

殿

石巻地方広域水道企業団企業長

印

指名停止通知書

下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

記

指名停止の期	月( 年 月 日から 年 月 日まで)
指名停止の理由	石巻地方広域水道企業団競争入札参加資格者指名停止等措置要綱第2条第1項の規定による。 別表区分： 措置要件：
指示事項	

様式第3号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

殿

石巻地方広域水道企業団企業長

印

指名停止期間変更通知書

年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を通知したところであるが、このたび、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

変更前	月( 年 月 日 から 年 月 日まで)
変更後	月( 年 月 日 から 年 月 日まで)
変更理由	
指示事項	

様式第4号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

殿

石巻地方広域水道企業団企業長

印

指名停止解除通知書

年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を通知したところであるが、このたび、当該指名停止を解除したので通知する。

様式第5号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

石巻地方広域水道企業団企業長



指 名 回 避 通 知 書

このことについて、下記のとおり指名回避としたので通知します。

記

指名回避の期間・指名回避開始日	年 月 日から
指名回避の理由	石巻地方広域水道企業団競争入札参加資格者指名停止等措置要綱第12条の規定による。
指 示 事 項	

様式第6号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

石巻地方広域水道企業団企業長



指名回避解除通知書

年 月 日付け 第 号をもって指名回避を行った旨を通知したところ  
であるが、このたび、当該指名回避を解除したので通知します。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第12条関係)

様式第6号 (第12条関係)